

第十九回 參議院法務委員

昭和二十九年五月一日(土曜日)午前十時四十七分開会

○利息制限法案（内閣提出、衆議院送付）

○日本国における国際連合の軍隊的地位に關する協定の実施に伴う刑事事件

別法案(内閣提出、
日米相互防衛援助協
定案(内閣送付))

○委員長(郡祐一君) 只今から本日
会議を開きます。

会議を開き、
先ず利息制限法案、日本国における
国際連合の軍隊の地位に関する協定

実施に伴う刑事特別法案、両案につきましてはすでに御質疑を願つたこと

でありますから質疑は終局し
ます。別に御発言がな
どありますから質疑は終局し

ものと認めて、これより討論に入り
いと存じますが、御異議ありませ

「異議なし」と呼ぶ者あり

めます。

す。これより本家の討論に入ります。
御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○羽仁五郎君 本案の立法の原因と
つておりますものは、最近の日本の
行政の主張と一致してゐる。

境界の非常な混乱をそれに伴ういろいろな悲劇的な事作まで発生している

法されたものと思うのであります。

卷之三

第四部 法務委員會會議錄第二十八号 昭和二十九年五月一日

手の不渡り又そういうことに関係して悲惨な自殺、なかんずく一家、家族が自殺されているというような事実が非常な問題であると思うわけです。それから又一般の庶民金融といいますか、民衆の金融機関の要求があるにもかかわらず、そういうものに対する政府の施策がよろしきを得ないために、保全経済会とか或いはそれに類似したような金融機関が、庶民に対して非常な喰きを与えている。更には、大きくて汚職の統発というような事件が続々と発生している。これらに對して政府或いは我々立法者が何らか妥当な措置を講じなければならぬことは全く焦眉の急があるのであります。

然るにこれらに對する根本的な解決というものは、私はすでにこういう事実が指示しておるところは、日本においても金融が公共の福祉に奉仕するため、国営にならねばならないという事実よりほかのものではないと思うのであります。実際この金融というものが單に營利というものを目的とされてゐるために、只今申上げたような平均十万円程度の小切手の不渡のために、家族一家が自殺をしなければならないといふ悲惨な事態が発生したり、或いは国民的な金融機関の必要があるので、そういうものがいたために、保全経済会その他の悲惨事が発生したり、更には汚職の統発ということにもなつていいのであります。これらは全く根本的な解決によらなければ解決のできない問題でございます。

その根本的の解決といえば私は何と申しましても、才でに日本のこれらの現実は銀行及び金融の民主主義的な国當とすることよりほかに、これらの問題を解決する途はないということを現わしているものと考えるのです。ところがこの法律案はそうした根本的な解決の必要という点について全く無反省でありまして、極めて姑息な方法で以て、何らか只今申上げたような問題を部分的にも解決しようとしているものであります。そういう根本的な問題を姑息な方法で解決しようとしているため、この法律案はいろいろな矛盾を含んでおります。この法律案は貸主の立場を保護すると共に借主の立場をも保護し、もう二つの考え方を一つの点からまとめてやうとしている。併しながらこれを姑息な方法でそいつの方法をとるということはできないことをだと思います。もっと高いレベルに立つて立法的措置をとるならば、貸主の立場を保護すると共に借主の立場を保護することもできる、庶民金融の円滑を図るといふこともできるのであります。ですが、こういう低いレベルにおいて、それらの問題を解決することは不可能なんあります。従つてこの法律案の最も端的な矛盾としましては、借主の立場からすれば、第一項第二項を設けた趣旨がどこにあるのかわからぬ。利息を制限した超過部分は本条第一項により無効だから当然返還請求ができるはずであります。この法理を崩して、特に返還請求ができないとし

たことは、貸主保護に片寄り過ぎてないだろうかとの疑念が起るのは当然であろうと思うのですが、こういうように非常に根本的な原因から生じておるところの現在の悲惨というものを解決するためには姑息な方法をとる結果、この法案自体の中にも只今申したような矛盾があるのみならず、この法律案が実際にどういう結果を惹起すであろうかということになりますと、現在国民の間に発生しておりますような生活困難、或いは一家心中といふような悲惨まで惹き起すような事実が解決されるのではなくして、ます／＼一層悲質な困難が発生して来ると思うのであります。一つは、言うまでもなくこの法律案で制限しようとしておりますような謝礼金その他の名目による利息といふようなものが、もつと悪質なものになつて行くだらうということは火を見るよりも明らかであります。その結果一般庶民の金融困難といふものに対しても却つてます／＼残酷な事実が発生していくことになることも火を見るよりも明らかであります。

あるのに、今日に及んでこういうことに妥当な理由がない。

以上のような理由から私はこの立法に反対するものでござります。

○委員長(郡祐一君) 他に御発言はございませんか。……御発言もないようありますから、討論は終局したるものと認めて、直ちに日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法案の採決に入りました。本案を原案通り可決するに賛成の諸君の御着手を願います。

○委員長(郡祐一君) 多数を認めます。〔賛成者挙手〕

○委員長(郡祐一君) 多数を認めます。よつて本案は多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

只今可決せられました両案につきましては、例によりまして委員長の本会議における口頭報告の内容等は、便宜御一任を願います。

両案に賛成の諸君の御署名を願います。

多數意見者署名

〔利息制限法案〕

小林 亦治

楠見 義男

宮本 邦彦

青木 一男

三橋八次郎

上原 正吉

中山 福藏

福藏

小林 亦治

楠見 義男

宮城タマヨ

青木 一男

三橋八次郎

上原 正吉

青木 一男

〔日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う〕

刑事特別法案

小林 亦治

楠見 義男

宮城タマヨ

青木 一男

木村篤太郎

宮本 邦彦

上原 正吉

一松 定吉

十五条から八十八条までを削除した理

○委員長(郡祐一君) ちょっと速記を始めた。

〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) それでは速記を

次に、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案を問題に供します。前回よりの質疑の続行をいたします。

○羽仁五郎君 この法律案について第一に伺わなければならぬと思いますのは、憲法との関係でありますが、具体的に伺いたいと思ひますのは、刑法の第八十五条から八十八条までの条文が今日削除されております理由、それを法制局長官から伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 御承知の通りに、終戦によつて元の軍が解体されましたからして、その関係から不必要になつたということで削られたものと思ひます。

○羽仁五郎君 そうしますと、この本法案は旧刑法第八十五条から八十八条までとに規定されておりました内容と内容上関係がござりますか、ございませんでしょうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 旧刑法では、この元の刑法第八十五条乃至八十八条の条文の趣旨は、恐らく日本の国を守るという根本趣旨から、守るために必要という根本趣旨からできつておつたものとおもいます。その意味では今まで根柢に置いておるのでありますから、その意味においては共通点があると申上げてよろしいと思います。

○羽仁五郎君 そうしますと、刑法八

条は、この元の刑法第八十五条乃至八十八条までを削除した理

由が、今日なくなつたというように政府のほうではお考えになつておるかと、即ち軍隊がなくなつたのが軍隊が又発生したということになりますが、それでよろしいですか。

○政府委員(佐藤達夫君) そこまでは突込んで実は考へておりませんので、とにかく現実的に見て、今の刑法をひもといいてみれば八十五条乃至八十八条の元の条文はなくなつて来るわけです。

○政府委員(佐藤達夫君) そこまでは密というものが第一のものだというよ

うな考え方をすれば、基本的個人権は確立しないし、従つて守るに値するも

のがそこに確立しないし、又それを守る方法の上においても、国民の基本的個人権といふものを尊重しないで、どう

して國を守ることができるものであつ

か。即ちもつと端的に申上げれば、國

民を大事にしてこそ守るものもできれ

ば、その國を守ることもできるのであ

りますからして、すなおにこの新

らしい事態を作り、又M.S.Aの兵器をもらうという新らしい事態が発生し

ておられますからして、考えてこら

うことが必要だらう、極めて純真な氣持でできておるわけであります。

○羽仁五郎君 この旧刑法第八十五条から八十八条までが削除されたということは、軍隊或いは武力行使或いはそれ

に伴う秘密或いはその漏洩といふこ

とはなくなつたから、これを削つたと

く、それらをなくすべきだという主張

が削除の根拠となつてゐたのぢやない

か。即ち憲法において戦争の放棄、で

憲法における戦争の放棄、それから刑

法第八十五条から八十八条までの削除と

いうものが第一であるか、それとも

軍事的機密というものが第一であるか

といふ点だろうと思ひます。で、現在

の憲法及び現在の刑法といふものは、

国民の基本的個人権といふものが第一の

問題である。パラマウントのものであ

る。軍事的機密というものは区々たるものである。我々が國を守るために基本的人権を守つて初めて國が守れるの

だ。又守るもののがそこにできるのだ。

これが第二のものと考えて、軍事的秘

密というものが第一のものだというよ

うな考え方をすれば、基本的個人権は確立しないし、従つて守るに値するも

のがそこに確立しないし、又それを守

る方法の上においても、国民の基本的

個人権といふものを尊重しないで、どう

して國を守ることができるものであつ

か。即ちもつと端的に申上げれば、國

民を大事にしてこそ守るものもできれ

ば、その國を守ることもできるのであ

りますからして、すなおにこの新

らしい事態を作り、又M.S.Aの兵器をもらうという新らしい事態が発生し

ておりますからして、考えてこら

うことが必要だらう、極めて純真な氣持でできておるわけであります。

○羽仁五郎君 この旧刑法第八十五条から八十八条までが削除されたというこ

とは、軍隊或いは武力行使或いはそれ

に伴う秘密或いはその漏洩といふこ

とはなくなつたから、これを削つたと

く、それらをなくすべきだという主張

が削除の根拠となつてゐたのぢやない

か。即ち憲法において戦争の放棄、で

憲法における戦争の放棄、それから刑

法第八十五条から八十八条までの削除と

いうものが第一であるか、それとも

軍事的機密といふものが第一であるか

といふ点だろうと思ひます。で、現在

の憲法及び現在の刑法といふものは、

国民の基本的個人権といふものが第一の

どちらですか。

○國務大臣(木村鷲太郎君) 国民の基

本人権の大なることは、羽仁君と

同様に私どもは考へております。かる

が故に我々は國の安全を期したいと考

えております。國の安全が期せられな

ければ、根本的に國民の基本的個人権が確立されぬのであります。我々といった

しましては、今羽仁君が自衛隊が海外

派兵するというふうな懸念をお持ちに

なつておるようあります。我々といった

ことは断じてないということはしば

しば繰返して申上げたところであります。

ただ、ただ外部からの不当攻撃に対

して國を守つて行かなければ、國民の

安全を守らうという考へでは、守るに値

いことをできぬのである。もつと端的

に言えば、文化といふものが大事なの

ことでもできないのである。もつと端的

に申しますから、それとも戦争といふものが大事な

のか。敗戦によつて我々が経験したこ

とは、武力などによつて國が守れるも

のでないということを学んだ以外に

は、あらゆる犠牲といふものは無益に

ないか。即ち單にくくなつたのではな

い。即ち單にくくなつたから、これを削つたと

く、それらをなくすべきだという主張

が削除の根拠となつてゐたのぢやない

か。即ち憲法において戦争の放棄、で

憲法における戦争の放棄、それから刑

法第八十五条から八十八条までの削除と

いうものが第一であるか、それとも

軍事的機密といふものが第一であるか

といふ点だろうと思ひます。で、現在

の憲法及び現在の刑法といふものは、

いたいのですが、今政府は國民の基本

的人権が第一のものであるといつてお

考へなつかうものが第一のものであると

いうふうなものが第一のものであるか、

いうふうにお考へになつておるのか、

どうですか。

○國務大臣(木村鷲太郎君) 国民の基

本人権の大なることは、羽仁君と

同様に私どもは考へております。かる

が故に我々は國の安全を期したいと考

えております。國の安全が期せられな

ければ、根本的に國民の基本的個人権が確立されぬのであります。我々といった

しましては、今羽仁君が自衛隊が海外

派兵するというふうな懸念をお持ちに

なつてしまふのだ。それを守つて國の

安全を期しようというのがこの法案の

趣旨であります。我々といった

ことは、どこまでも國民の基本的個人権を尊

重しなければならんという精神には変

りないのであります。

○國務大臣(木村鷲太郎君) 今木村長官

の答へましたところに全く同感でござ

いまして、何ら附加すべきものをを持ち

ません。

○羽仁五郎君 今の政府の御答弁を我

は信ずることができますかできないか

といふことは、即ち國民の基本的個人権

を制限するには、よく／＼の

場合でなければ制限できないという態

度をとられる場合にのみ、そういうこ

とが言われると思います。従つて先日

来田長官から御質疑に対して、國

民の人権というものを制限するのに、制限せざるを得ないような現実の様々の問題があるのかという質問に対して、そういうものがあるとなからうと、そういう必要がある。又そういうことが起つては大変だから制限するのだといふお考えは、これは只今の御答弁と矛盾するものだと考えます。国民の基本的人権というものは尊重する。尊重するということは制限しないといふことです。これを制限するには、よくよくのことがなければ制限することができない。そのよくよくのことがあるかと言えば、そのよくよくのことはない。そのよくよくのことが起るようでは困るから制限するという御答弁だった。

この点は是非本案審議の過程においてよくよくのことをはつきり政府の態度を明らかにせられた。即ち政府は敗戦前旧帝國憲法時代と同様に、法律によつて基本的人権は制限し得るものというお考えであるのか。それならばどうだということをお考の上に立つておるのであるか、いずれあるかお答え願いたい。

○国務大臣(木村鶴太郎君) よくよくのことが発生してしまえば、これはすべてことは破壊導いてしまうのであります。ことのならざる前に我々は大所からしてその手当をすることが第一必要であろうと考えます。世界独立国家大多数の国においてはことごとく軍備は持つております。而もそれに呼応してこの規律を守る法案ができておることは御承知の通りであります。日本においては、アメリカの駐留軍と日本において明かにされたことだか

本の只今の保安隊、将来におきます自衛隊と手をとつて、日本の國の安全を守つて行こうといふのであります。從いまして國の安全を守るために、守つて行こうといふのであります。從

それだけの手當は是非とも必要である。本法案も國の安全を守るといふよりこれは公共の福祉と一致するのであります。公共の福祉のためには國

の見地から我々はこの法案を提出しておるわけであります。

○政府委員(佐藤達夫君) 責任という問題になりせずところの間からずつとお

て、國の安全を守るということは、もとよりこれは考へておられます。その大所高

所の見地から我々はこの法案を提出しておるわけであります。

○羽仁五郎君 刑法第八十五条から八

十八条までが削除されましたその理由について、當時、つまり第一回国会で

あります。が、昭和二十二年、そのときの政府委員の説明といふものを今日政

府委員は認められるのですか、認められ

られないのですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 昨日実はそ

れを役所で見ようと思つておりました

が、実は見ておりませんですが、ちょっと内容を……。

○羽仁五郎君 理論上はどうですか。

法制局長官 第一回国会において政府委員が答えた答弁の趣旨といふもの

は、現在の政府もそれに責任を負うものであるのは当然であると思うのです

が、この間からときん別の内閣が

答えたことだから責任は負わないと

か、或いは自分が大臣でなかつたとき

にかかるから責任はないといふの

ことになります。これが責任の問題とは別

としてとにかくそういう趣旨で仰せられたといふなら、それは責任の問題と

して言ひ張ることができるとどうかと

いうことは、これは責任の問題とは別

としてとにかくそういう趣旨で仰せられたといふなら、それは責任の問題と

してそれを一應尊重してこれは見て行

かなければならぬ。併し今度は法律屋

としての立場から御説明いたしますと、

とにかくこの法律の解釈といふものは

とにかくこの法律の成文に現われたところが多いのですが、あなたはいつも

ソフィスト的な論理を弄せられる。私

は、いつも政府の責任と言つておるべきものかどうかといふことも又

は、明確に国会における速記録に残つてゐるところのものについて責任を負

うかといふことを書つてゐています。

ですから先ほどおつしやるような或い

は和田博雄君というようなそういうよ

うな人の場合とは全く違うと思う。且

つ又その国会の速記録が、どういう場

合に政府が責任をとるべきだといふこと

とか申せば、例えば今の裁判所にお

いてそのいずれの解釈をとるべきかと

いうように五分々々の疑問がある場

合で、若しそうでないとするなら

ば、国会というものは無益です。我々

がここであなたの方の御答弁を伺うとい

うのが唯一の私は判断の根據だらうと思

う。で、若しそうでないとするなら

はメーデーに参加するほうが遙かに有

意義であるという理論が成り立つて行

く。だから国会というものは国憲の最

高機関であるということを誠実にその

趣旨に沿おうとするならば、法律につ

いてその解釈について五分々々の疑惑

がある、或いは有力な疑惑がある、或

いはたとえそれが少數であつても併し

深刻な疑惑がある。こういうような場

合に、政府委員が国会において説明さ

れたその説明というものに対して、た

とえ後の政府といふども責任を負わな

ければ、国会の機能というものは無に

帰するのじやないか。この点どうです

か。

○政府委員(佐藤達夫君) おつしやる

ような一面の考え方といふものは確か

に成り立つと思ひますけれども、まあ

国会が一体政府をそれほど重く見て下さ

さつているかどうか、又重く見て下さ

るべきものかどうかといふことも又

私は言うのです。クーデターというの
は容易ならん言葉です。いわんや政府が
頗劣なる手段を以て不信任案を否決し
た。頗劣なる手段といふのは何を以て
言われるか。こういう頗劣な手段があ
るから政府は慎めと御批判なさるの
は、これは御自由です。

○羽仁五郎君 その点が別に沿脇をもつて
会では私は十分に政府がお考えを願わ
なければならぬと思います。言論は
自由であるというふうにおおしやりな
がら、併しその言論の表現の仕方には
慎んでもらわなければならない、これは
この言論といふものを本当に尊重せら
れるか、それともやはり言論といふも
のに対しても独断的な統制を加えようと
されておられるか、これはあなたもも
く御承知のことだと思いますが、戦争中
軍部などの言論に対する態度はつまり
それだった。建設的な言論は歓迎で
ある、併しながら破壊的な言論は絶対禁
止する、併し言論は尊重する。併しな
がら表現の仕方については慎んでもら
わなければならぬ。これは私はよく
の秘密保護法案をここで御説明なさる
ときに御反省を願いたいと思うのです
が、言論は範囲まで言論です。どんな事
ひどい言葉を使つても、そこに実害は
発生しない。私は繰返して申上げます
が、ギリシヤ以後言葉が害をなすとい
うことはないのです。勿論私はでき
し陋劣な手段を用いるということは、
これは私の言葉じやないのです。世界は
の言葉である。その世間の言葉と

のは、何を指すかと言えば、反対党でその党議を以て不信任案可決ということが決定されておりましたときのこととを指すのです。そうしてクーデターということとは、これはあなたは……これは岩淵君の、いずれも私の言葉じやありませんけれども、併し私がそれらの言葉を引用するのは、それは決して根拠のないことじやないのです。いざにせよ、根拠があるかないかといふことについて、少くとも議論の余地があることなんです。それはあなたもお認めになるだろうと思う。全く根拠なしというあなたの考え方もございましょうが、併し社会にはそれに根拠があるという考え方もある。それで私が申上げたのは、まあ政府がクーデターをやつておるというふうなことがNHKを通じて言われるということだが、私はあなた以上の問題を感すればこそ、ここでそれを申上げるのです。私自身はまあこともあろうに、NHKを通じて、そして日本の中政治評論家として多くの信頼を受けておられる方が、そうしてこの方は恐らく吉田内閣に対しこそ基本的な反対の立場を従前からとられていたわけじやないので、相当同情的に御覧になつて、いた評論家じやないかと思う。そういう方がそういう言葉を使いになる。これは勿論あなたが今おつしやるように、それによつて国民の判断を誤まらせるという点も考えなければなりませんが、併しそれを最後に救うものは政府の態度です。これは国民を誤まらしめたからといつて、その人の口を黙らせるということによつて問題は解決しないのです。事実において政府がクーデターなどを行なつたのではない、實に民主主義的な

政府であるということを国民が服すれば、それによつて初めて問題は解決するのです。私はこの秘密保護法提案に当つて、第一に政府が明らかにせらるべき態度は、この国民の基本的人権、なかんづく言論の自由というものを最高のものとして尊重するという態度をおどりになるかならないかといふところにかかるつて来ると思う、その点についてどうですか。

○羽仁五郎君 その点については本当に私は今長官がおつしやつてあるよなことじやないと思うのです、問題は……。政府が本当に言論を尊重なさるお気持であるかどうかということをこれは十分明らかにされて、まあいわばこの法律案の第一条に、亀田委員の御質疑にもありましたが、本法案の最初に書かるべきことがあるのじやないか。それはわかり切つたことだから書かないといふようなお答えもできるでしょう。併し、この法案が言論界或はその他長官御自身の御出身である弁護士会、それら有識者の間に与えておる不安も、要するに政府は言論の制限というふうなことを容易になし得るといふ立場に立つてゐるのじやないか、それを危惧されているからなのです。私は言論は自由だ、けれどもその言論の表現の仕方に文句があるといふお立場をとるだけになるとなるかどうか。法制局長官の御意見を伺つておきましょ。

○羽内五郎君　今の刑法から第八十五条から八十八条が削除されましたときの政府の答弁で、前の旧刑法の八十五条から八十八条までは、日本に戦争状態の発生ということは予想されただけられておるところの基本的人権の制限である。然るに今日は日本には戦争の点については御答弁は如何ですか。

○政府委員(佐藤達夫君)　これは先ほど私が先廻りしてお答えしたところでござるに思ひます。更に言葉を述べて申しますならば、当時残された各文を御質頃くと、八十一条、八十二条等があるわけであります。これらによつて申しますならば、當時残された武力行使スル」というようなことなどがありますが、これは本質的ある部分と、そうでない部分と両方あると思います。例えは軍事上の秘密なんですが、それも、司令部の指令といったほうが率直かも知れませんが、そういうことで軍隊はなくなつた。と同時に軍法会議もなくなつた、陸軍刑法もなくなつた。そこでありますから、それもこの要素の入つております。それよりも恐らく憲法との関係をお聞きになりたいの、と思うのですが、要するに先ほど申ましたように、軍事上というよな葉は、厳格な意味での新憲法の趣旨合わない、そういうことは確かにあたと思ひます。

つに書したく中代、も車直りの策ととながレも京本隊とは、こは字制限状況

○羽仁五郎君 この言葉の本来の意味において、軍事上の秘密といふものは、今日の日本に存在し得ない、でこれは決して枝葉末節のことを申上げてゐるのではない。ところで現在この立法によつて政府が守られようとするような、そういう軍事上の秘密といふものと、憲法が禁じておるところの軍事上の秘密といふものの間には何とか違ひがなければならんと思うのです。この違いは一体どういうところに政府はお認めになつておるのであろうか。

○政府委員（佐藤達夫君） 形式論理といつて御批評を受けるかも知れませんけれども、根本の筋を辿つて行きます。たゞ、憲法でとにかく戦力を禁止しておる。いわゆる我々の正確な意味で言つておる軍備といふものは憲法では禁止しておる。或いは交戦権といふものは禁止しておるという場合から言いまして、本格的に言いますならば、厳密な意味でのいわゆる軍備といふものはいずれの面からも持てないということは、これは明らかだらうと思います。そういう関係から今の結論がずっと導き出されて来るよう思います。

今度御提案申上げておるのは、とにかくこの憲法の第九条に牴触しない限界内において自衛力を持つておることが前提になつて、そうしてそのための手段として自衛隊を持とう、そして武器をアメリカから借りよう、その武器は秘密がついておる。その秘密を守らなければ、結局その目的を達し得ないといふ論法で結論が出て来る事柄のようになります。

○羽仁五郎君 先日、本委員会で公聴会を開催せられましたときに、大竹公

述人もそういうことをおつしやつていて、と思うのであります。但、軍機保護法或いは國防法保安法、そういう時代には日本が本來的な軍事上の秘密があるという考え方の上に立つておる。けれども今日の日本としては日本に本來的な軍事上の秘密プロパーといつものではないという考え方の上に立つべきものだというふうに了解できる御意見を述べておられたのです。私は傾聴すべき御意見だと思います。我々として考えなければならないことは、そこに如何なる差があるのか、その違いが何であるか、その差は立法上どういうふうに尊重されるべきものかということが、私は第一の問題だとと思うのです。憲法との関係において私は實際政府御自身ばかりでなく、我々もこういう立法がなされる上に、飽くまでやはり違憲の疑いがないという立法に行くべきものだと思う。その点から丁度言葉は語詰めがあるかも知れませんが、政府が使つておる戦力なき軍隊と言つておる。そうするとそれと並んでこれに適用さるべきことは、秘密なき軍隊ということである。秘密なき軍隊ということであるならば、それは完全に一致するのです。戦力なき軍隊ということは同時に秘密なき軍隊ということであるのじやないか。然るにここに秘密というのが保護しなければならんというものが本質的に違ひがある。その本質的な違いというものは、そうしてその軍事上の秘密プロパーといふものと、それからここで規定されようとする秘密プロパーとは本質的に違ひがある。その本質的な違いとなるば、どういうふうにしなければ

ばならないか、この点について考えておるの
ではありません。私はこの近代的な国家における
軍事上の秘密の取扱い方はいろ／＼取
扱い方があると思うのです。今までの
衆参両院におけるいろ／＼な質疑を拝
見したり、読んだりしても、大体私は
三つものがあるのぢやないかと思つ。
それは今申上げる敗戦前の旧帝国憲法
が主張していたような軍事上の秘密ブ
ロバーというものがある。それは基本
的人権よりも遙かに高くなつております
したよ、事實上……。さつき濫用され
ば同じだというふうにおつしやつてい
ましたけれども、濫用以前に、旧帝国憲
法時代には基本的個人権といふのは認
めていないのです。ただ言葉の上に認
めているように言つても、軍事上の秘
密といふものをそれよりも重く考え
た。國の安全といふようなものを害す
れば、殺しても何してもいいといふよ
うな考えがあつたから、そういうよう
な意味における軍事上の秘密ブロバー
といふものと、それからそれとは全く
逆の、反対の側と言いますと、現在の
いろ／＼な法律で問題なく認められて
おるような、いわゆる行政上の秘密と
いうようなものは、いろ／＼な法律が
出ておりますね。公務員に関する秘密
とか、この二つのものは明らかです。
で、その中に今度はいわばその中間の
ようなものとしてここに立法を御希望
になつておるような種類の秘密といふ
ものが出て来るのぢやないか。で、私
はその点について法制局長官が詳細
に、そつして我々の啓發されるよ
な説明をして頂ければ有難いと思いま
す。

○政府委員(佐藤達夫君) さすがによくおわかりになつていいると思つて感心して伺つたのでありますから、戦力なき軍隊といふものと秘密なき軍隊といふのと、これは同列にならないのです。濡衣でございまして、これは新聞記事に出た非常にスマートな表現であります。政府がそんなスマートな表現をした覚えはございません。そこで、戦力なき軍隊という場合には、これは勿論憲法に照してこれを考へれば、戦しない規模のもので、そうして交戦権の行使に当らないそういう実力部隊だと、それを翻訳して面白く書けば、戦力なき軍隊ということになるわけであります。これは憲法と直接結び付いておる言葉でありますから、その意味では大いに敬意を表するわけであります。ところが、秘密なき軍隊、これは先ほどのお言葉で非常に感心したのは、秘密なき行政といふのは、これは観念上あり得ない。例えば警察について申しますと、秘密なき警察といふことがあり得るかどうか。明日踏み込んで調べるのに、あらかじめその秘密をばらしておいて、堂々と踏み込むということでは警察の目的を達しませんから、これは先ほどの戦力なき軍隊といふ言葉とは違つた分野の部面を押えた言葉であると思います。でありますからして、秘密なき軍隊ということではなしに、とにかく一つの国を守るという実力組織について秘密があるのかないのかという問題でありますから、それを翻訳すれば秘密のない検察権の活動、動、或いは秘密のない警察権の活動、

そういうものがあるかどうか、それと共に通の問題であつうと思います。その点は確かに御指摘の通りであると、そう思つております。

○羽仁五郎君 それで御答弁よろしいですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 私のしやべりました限りにおきましては正しいと思ひます。従つて、あなたの言葉の中の一部分と、私のしやべつたところと全く一致しております。一部分と一致しております。

○羽仁五郎君 それでは今本案によりまして政府が保護されようとしております秘密は一般公務員の守る対象となつておる秘密と同じ種類のものであるという御答弁と伺いましたが、それでよろしくございますね。

○政府委員(佐藤達夫君) 役所関係の秘密であります以上は、すべてその役所のそな秘密に關係のある公務員が、厳密にこれを守るべきものでありますからして、その意味においては共通の部面を持つておるわけであります。

○羽仁五郎君 その内包において一致するのみならず、外延においても一致しますか。

○政府委員(佐藤達夫君) むずかしいお言葉でちよつとわかりませんが、国民に対し秘密に対する強制を及ぼしながら、その役所の關係の役人は秘密を次的に守らなければならぬ。そういう秘密があつて、その中で役所の内部規律だけで保とうとする場合と、更に役所で守る以外に、一般の外部關係の

人にもそれを守つてもらおうとする場合と、秘密の段階においていろいろあります。

○羽仁五郎君 それじや言葉を簡単に申上げて、主としてまあ厳密に同一であるといふにお考へになるのか、それとも私のほうで多少譲歩して主として同一だというお考へでしようか。

○政府委員(佐藤達夫君) 同一というのはどういう意味ですか。

○羽仁五郎君 つまり一般行政上のいわゆる秘密ですね、明日警察が踏み込むという場合です。検察官が与党的幹事長を逮捕するといふにきめた場合の秘密ですね。それと同じものであるかどうか。

○政府委員(佐藤達夫君) どうもよくわかりませんが、とにかく秘密ということは人に知られちや困るということでありますから、その意味においてはまさに同じことあります。それから先のことはもう少し言葉を伺わないでどうも答えができません。

○羽仁五郎君 それじや一言だけ、次回に詳しく御答弁願いたい。勿論只今願えればいいのですが、国際的にあります言葉のうちにクラシファイド・マテリアルというのがありますが、クラシファイド・マテリアルという場合の秘密性、それは今私が伺つているような問題になる、旧帝国憲法時代の軍事上の秘密プロペー、本来の軍事上の秘密といふものと、今の行政上の秘密、明日警察が踏み込むといふものとども関係にあるものでござりますか。そのクラシファイド・マテリアルのそのクラシファイドの言葉の使い方、それはどんなふうに

御了解になつておきたい

のであります。

○政府委員(佐藤達夫君) そういう高性という角度から、その必要性を達すために、どういう立法をしたらい

ます。いかという一言に尽きるわけあります。いろ／＼又その点についてはお教

えを願いたいと思いますが、そういう角

度から考えますと、人に知られちや困るというのが秘密であつて、それが役所関係であれば役所の中であつてそ

れを守る手段として、いろ／＼その秘

密に応じて、或いは又その秘密が漏

れるこの恐ろしさということに応じての手段が法律上、これは立法政策の問題だと私は思つております。立法政

策の問題としていろ／＼な手段が法律

的に考へられて行くことに尽きるのじやないかと思います。

○羽仁五郎君 この問題はつまり第二

の問題、即ち第一の問題についてもま

だ私は伺わなければならんと思うので

が、第二の問題としてやはり十分に

御説明を願つておかななければならぬ

と思ひますのは、この日米相互防衛

援助協定の中で、アメリカにおいて秘密とされているものと同等の取扱を日本

本でもするということなんですね。こ

のアメリカで秘密とされているものは

アメリカに国内法があつて、マクマホン法そのほかの法律がありまして、アメ

リカから見れば外国ですが、外國に

なつておるはずでありますから、そ

の話をよく研究してお答えしますが、大

きいと制限がある。従つてアメリカにお

いて外国にこれを譲ることのできる法

律というものは、アメリカにおいては

どういう措置によつて守られているも

のであるか。立法によつて守られて

いるものであるか、或いは行政措置によ

つて守られているものであるか、且つ

又その立法の場合にもアメリカ国民

全体に及ぼすところの立法によつて守

られているものであるか。それとも直

接その秘密を扱う人だけによつて守ら

れているものであるか。その点で私は

三段になつてゐるというふうに考へら

れるのじやないかと思ひます。

○羽仁五郎君 この点について政府が

お答えはいたしかねます。

○羽仁五郎君 その立場ではないので、そのほうの

立場ではないので、そのほうの

おりますからして、この法律の書き方

は幅の広い書き方になつております。

ただ、クラシファイケーションのほうの

やり方が、これは部内だけの取締り、

注意によつてあれすればいいので、そ

れを外に溢まれた場合に、その人を罰

するかどうかの記しを付けるまでもな

いというようなクラシファイケーション

は、抽象的にはあり得るかと思ひます

けれども、これは殘念ながら私はその

ほうの立場ではないので、そのほうの

立場ではないので、そのほうの

いますから、今の点ですね、この協定

において日本が譲ることが要求せられ

ておるところの秘密、それについてア

メリカ側ではどういう程度のその秘密

保護の措置をとつておられるのであ

るかということを詳しく、そしてつづけ

きりと御説明を願つておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) この法律そ

のもののことについて先ほど触れまし

たように、法律そのものはアメリカの

みならず、どこの国でも軍機保護法と

いう形のものは非常に広い形になつて

おりますことは御承知の通りでござい

ます。私は法律そのものとしてのア

ンパンズはどことの国と比べても、或

いはアメリカと比べても勿論のことで

必要にして十分な措置をなせば、我

は、我々はというか、政府はその目

的を達せられるのであつて、その必要

にして十分な措置を本立法

において企てられておられるのじやな

いかという点が非常に大きな疑惑の、

重大な疑惑の点なので、その点につい

ての御説明が十分詳細ではございませ

ん。そこでこの日米相互防衛援助協定

によつてアメリカと同様の措置と

いうときに、アメリカではどういう措

置をしているのであるか。今問題にな

るかと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) どうも私の申上げるこ

とが十分おわかりきらないと思いま

すから、これは次回にでも一つお答え

先ほど触れました、どういうものに記

しを付けるという扱いの問題になりま

すと、おつしやるようなことが出て来

るかと思ひます。

○羽仁五郎君 どうも私の申上げるこ

とが十分おわかりきらないと思いま

すから、これは次回にでも一つお答え

先ほど触れました、どういうものに記

しを付けるという扱いの問題になりま

すと、おつしやるようなことが出て来

るかと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) どうも私の申上げるこ

とが十分おわかりきらないと思いま

すから、これは次回にでも一つお答え

先ほど触れました、どういうものに記

しを付けるという扱いの問題になりま

すと、おつしやるようなことが出て来

るかと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 申上げておきましたが、

日本にこれを見れば外國ですが、外國に

申上げておきましたが、日本に供与でき

ない。アメリカが要求した以上、アメリ

とについて、事前にイギリスとアメリカとの政府が相談するということは、マクマホン法によつてできない。即ちチヤーチルといえどもそれについては確信がない、アメリカが使うのか使わないのかといふ……。ここに二つの問題があるのだ。でその一つはつまり日本の政府に供与し、且つそれを供与するのですから、当然護つてもらうという相談によつて、日本に供与する秘密というものが、本法の対象になつておるのだろうと思う。それからもう一つの問題は、先日来木村長官は日本で原爆の使用ということは絶対にあり得ないことだといふふうに答弁になつておりますが、これはイギリスのイギリス議会におけるチヤーチル首相の御答弁とは大分違つております。で木村長官は日本で原爆、水爆を使用されるということは、飽くまで防ぐといふお気持でしようけれども、併しそれをやるかやらないかということは、イギリスの場合は、これはアメリカの決定することであつて、そしてその決定についてイギリスの場合にはイギリスの政府に相談をしない。ですからこの点についてもあとで木村長官から十分に伺つておかなければならぬと思うのですが、今差当りその憲法との関係で問題になるのは、日米相互防衛援助協定によつて、アメリカは日本に供与しようとするいわゆる軍事上の秘密ですね。この軍事上の秘密といふものは、私の考へるとこでは、いわゆるアメリカにおいては部内においてその秘密が護られればそれでいいという程度のものでしかないだらうと思う。それじや日本でその国民の権利をも制限するようなことに、言論の自由といふ重

大きな権利をも制限するような立法をなすということですね、そこにアンバランスがあるのじやないかということです。で今法制局長官の意見では、どこの国にも軍機保護法というものがある。従つて日本がその法律を作つても別にアンバランスはないということになります。そこで問題は、この法律案の問題はそういうことにあるのじやない。それはさつきの憲法に関する第一の問題とも関連して来る問題なので、ここで問題になるのは、アメリカが日本に供与するであろうと考えられる秘密なんです。その秘密の取扱いについて、アメリカでは軍機保護法の取扱いで一般的にやつておるのではなくて、その日本に供与することが許されておる程度の秘密というもののがアメリカの取扱いですね、それは軍機保護法といふような重大な取扱いじやない取扱いでやつておるのであります。で日本でもそれと相対する取扱いをすることは、必要にして十分じやないかという点なんです。

〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて。

次回は六日午前十時から開会する
といたし、本日はこれを以て散会い

たします。

四月三十日本委員会に左の事件を付託された。

とは大分違つております。で木村長官は日本で原爆、水爆を使用されるということは、飽くまで防ぐというお気持ちでしようけれども、併しそれをやるかやらないかということは、イギリスの場合では、これはアメリカの決定する

○政府委員(佐藤達夫君) 補足してお
答え申上げます。よその国の立法は先
ほど触れましたように非常に広いので
あります。が、今度の御提案申上げてお
ります内容の体裁は、一条の三項に明
らかなように、更にそれよりも限定し
ておることを一つ申添えておきたいの
と、それからもう一つはその秘密、ア
メリカで罰則を以て臨んでおらないよ
うなものを日本で罰則を以て臨むとい
うようなことになるかどうかという点
は、先ほど御引用になりましたよう
に、この協定の附属書のBにあります
ように、向うでやつておりますもの
で、法律も向うと同等に守つて行くと

○政府委員（佐藤達夫君）

名
補足してお

卷之三

10. The following table summarizes the results of the study. The first column lists the variables, the second column lists the descriptive statistics, and the third column lists the results of the regression analysis.

いうことは当然なことであります。そ
の点は御心配はないと思ひます。

○羽仁五郎君 その同等のものという

ときには、向うはどういう取扱いをしておるかということを次回にでも詳し

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記を
く御説明を願いたい。

昭和二十九年五月十三日印刷

昭和二十九年五月十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局